# 令和5年度 第1回宮城県最低賃金専門部会議事録

令和5年7月31日(月)午後3時30分仙台第四合同庁舎2階共用会議室

出席者

公益代表

小幡委員、熊谷委員、柳井委員

労働者代表

阿部(祥大)委員、大宮委員、新関委員

使用者代表

稲妻委員、成田委員、半沢委員

開 会

補 佐 それでは、ただいまから、令和5年度第1回宮城県最低賃金専門部 会を開催いたします。

> 本日の専門部会は公労使三者が揃って審議を行う部分については 公開となっております。また、審議の途中で金額審議となりました ら、部会長の判断により、非公開となる場合もありますので、御了 承願います。

始めに、委員の方々の出席状況を報告させていただきます。

公益代表委員 3名

労働者代表委員 3 名

使用者代表委員 3 名

以上 9 名が出席されていますので、最低賃金審議会令第6条第6項により、本会議が成立していることを報告いたします。

本日は、本年度第1回の専門部会ですので、部会長が選出される までの間、事務局で会議を進行させていただきます。

なお、専門部会委員の方々は、資料番号1「宮城県最低賃金専門部会委員名簿」のとおりでございまして、7月25日付けで発令をさせていただきました。

委員の御紹介につきましては、省略させていただきます。

議事に入ります前に、本多労働基準部長から御挨拶を申し上げます。

### 基準部長

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本審に引き続き 令和5年度第1回宮城県最低賃金専門部会に御出席を賜り、ありがと うございます。また、この度、専門部会委員に御就任をいただきまし たことに重ねて感謝を申し上げます。

本年度の宮城県最低賃金の改正につきましては、去る7月5日の 第1回目の本審で諮問させていただき、先ほどの第2回の本審では、 中央最低賃金審議会の答申を報告させていただきました。

本日は、専門部会の運営や中央が示した賃金に係る調査結果、また、宮城労働局が実施した最低賃金に関する基礎調査等の各種統計資料に対する審議を行った上で、今後の開催日程を含めた金額審議を予定しております。

委員の皆様には、暑い時期に集中して審議に臨んでいただくこととなり、大変な御苦労をお掛けいたしますが、御審議のほどお願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

補 佐 それでは議事に入ります。議題(1)「部会長及び部会長代理の選出」について、事務局から提案させていただきます。

### 賃金室長

提案いたします。最低賃金法第25条第4項により、

「部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が 選挙する。」

と規定されています。

宮城におきましては、例年、本審及び専門部会ともに、公益委員の皆様で協議していただいた結果をお諮りするということにしていますが、本年度もこの取扱いでよろしいかお諮りいたします。

## 各委員 (異議なし)

#### 賃金室長

それでは、公益委員の皆様で協議いただきました結果について御報告いたします。

今年度は、部会長に熊谷委員、部会長代理に柳井委員ということ

で確認されています。御承認をお願いいたします。

委 員 (異議なし)

賃金室長 御承認いただきましたので、部会長に熊谷委員、部会長代理に柳井 委員が選出されました。ありがとうございました。

補 佐 それでは、部会長及び部会長代理から御挨拶をいただきます。では、 部会長からお願いいたします。

熊谷部会長 ただいま、部会長に選出されました「熊谷」でございます。 宮城県の最低賃金専門部会ですが、昨年度は皆様の御協力により、 スムーズな審議運営を進めることが出来ました。

> 本年度におきましても、部会長として、公平公正な審議に努める 所存でございますので、委員の皆様方の御協力を、よろしくお願い 申し上げます。

部会長代理 部会長代理に選出されました「柳井」と申します。今年で 3 年目 になりますが、部会長を補佐して、公正かつ効率的な運営を心掛け ていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

補 佐 部会長が選出されましたので、これからの議事進行は部会長にお願いいたします。

部 会 長 それでは、議事を進行いたします。 議題(2)「宮城県最低賃金専門部会運営規程」について、事務局 から説明をお願いします。

賃金室長説明いたします。

運営規程につきましては、資料番号2「宮城県最低賃金専門部会 運営規程(案)」を御覧ください。

令和3年6月29日に改正されました専門部会規程(案)を提出させていただきました。これでよろしいか、お諮りいたします。

また、附則の施行月日についてですが、例年、第1回専門部会の 開催日を施行日としています。本年度も本日、令和5年7月31日を 施行日としてよろしいか、お諮りいたします。

熊谷部会長それでは、宮城県最低賃金専門部会運営規程についてお諮りします。

ただいまの事務局の説明のありました専門部会運営規程(案)に 関して各委員の皆様には何か御意見等はございますか。

また、専門部会運営規程の施行月日については、本日の7月31日とすることで、よろしいでしょうか。

# 各委員 (異議なし)

### 熊谷部会長

異議なしということでございますので、宮城県最低賃金専門部会運営規程は案のとおりとし、施行月日は令和5年7月31日といたします。

次に、議題(3)「宮城県最低賃金専門部会の公開」について、 事務局から説明願います。

# 賃金室長

説明いたします。

専門部会の公開につきましては、7月5日に開催した第1回宮城 地方最低賃金審議会において、

「第 1 回専門部会の公労使三者が揃って審議を行う部分については公開とする。」

とされましたことから、今回は開会から現時点まで公開となって おります。

本専門部会では、関係労使からの意見聴取の取り扱いや審議の進め方等の他、金額についての審議などをお願いしたいと思いますが、 先ほど承認いただきました専門部会運営規程第7条には「公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。」と定められており、金額審議などは、非公開とする場合に該当すると思われます。

ついては、本日これ以降の審議も公労使三者が揃って審議を行う 部分は公開とし、金額審議などで労使が分かれて審議を行う部分は 非公開とすることでよろしいかお諮りします。

また、第2回専門部会以降では、労使分かれての実質的な金額審議を行う時間がほとんどとなるため、今年度は第2回以降はすべて

非公開となりますが、それでよろしいか、御審議をお願いいたしま す。

次に、議事録及び会議資料の公開についてもお諮りいたします。 専門部会運営規程第8条第2項に、

「部会長は、議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とする ことができる。」 とあります。

議事録及び会議資料の公開の是非につきましても、部会長の判断 に任せられているわけでありますが、本日の専門部会で各委員の御 意見を聴いた上で決定することが適当であると考えております。

議事録ですが、例年金額審議と議決に関する部分については、「率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に侵害されるおそれがある場合」に該当し、これらに関する部分については非公開とし、代わりに議事要旨を作成して公開しています。つきましては、今回の審議を公開した部分は議事録を公開し、それ以外は議事録を非公開とし、議事要旨を公開することが適当であると考えております。

また、会議資料は、そのほとんどが各種団体等でホームページにより公表された情報及び公表される予定の統計資料を基に作成していることより、公開として差し支えないかと存じます。

だたし、個人の情報保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある場合は、その資料について非公開とさせていただきたいと存じます。

熊谷部会長それでは、最初に専門部会の公開についてお諮りします。

事務局の案では、今年度、第 1 回専門部会は公労使三者が揃って 審議を行う部分は公開し、労使分かれて金額審議を行う部分は非公 開とする。第2回専門部会以降は主として金額審議を行うため、す べて非公開としたいとの案ですが、いかがでしょうか。

# 各委員 (異議なし)

熊谷部会長 異議がないようですので、今年度の専門部会は運営規程第7条により、本日の第1回は公労使三者が揃って審議を行う部分は公開し、

労使分かれて金額審議を行う部分は非公開とし、また、第 2 回以降 はすべて非公開とします。

次に、議事録についてですが、審議を公開した部分は議事録も公開し、審議を非公開とした部分については、当面、議事録に代えて議事要旨を作成して公開することとし、会議資料につきましては、個人の情報保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある場合を除き、公開するということでいかがでしょうか。

# 各委員 (異議なし)

## 熊谷部会長

それでは、議事録は、審議を公開した部分は公開し、審議を非公開 とした部分は議事録に代えて議事要旨を作成し公開することとしま す。

会議資料は、個人の情報保護に支障を及ぼすおそれのある場合、 個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある場合 を除き、公開することとしたいと思います。

次に、議題(4)「賃金改定状況調査結果等について」事務局から説明お願います。

## 賃金室長

説明いたします。

「令和 5 年賃金改定状況調査結果」についてですが、資料番号3を御覧ください。

こちらは、本年7月12日に開催された、中央最低賃金審議会の第2回目安に関する小委員会において配布された資料になります。

P1を御覧ください。

2. にあるとおり、調査産業は卸・小売、宿泊等の最低賃金の引上げに影響を受けやすい産業で、調査対象は企業規模 30 人未満の小規模事業所となっております。

調査事業所数などは、3.に記載のとおりです。

第1表と第4表に絞って説明いたします。

P3 の「第1表 賃金改定実施状況別事業所割合」を御覧ください。 これは、賃金改定を実施した企業の割合を示しています。

一番左側の「産業計」で見ますと、「ランク計」のところですが、 1~6月に賃上げを実施した事業所は43.5%、

7月以降に賃金改定を予定している事業所は17.4%、

合わせると 60.9%であり、昨年より 9.0 ポイント高くなっています。

約 6 割以上の事業所で賃上げ等を行うとの調査結果になっております。

ランク区分は今年度からの 3 ランクに合わせて集計されていますが、宮城の属するBランクで見ても、それぞれ 44.1%、17.7%、計 61.8%であり、同様の調査結果となっております。

産業別にみますと、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」など特定の産業で賃金引上げの事業所の割合が低くなっております。

次に、P6の「第4表①一般労働者及びパートタイム労働者の賃金 上昇率(男女別内訳)」を御覧ください。

左の「産業計」、「男女計」で見ますと、「ランク計」で、賃金 ト昇率は、本年は21%です。

昨年は 1.5%ですので、昨年より 0.6 ポイントほど賃金上昇率が 高くなっています。

宮城の属するBランクで見ても、本年が 2.0%、昨年が 1.4%であり、昨年より 0.6 ポイントほど賃金上昇率が高くなっています。

男女別で見ても同様の傾向を示しております。

産業別で見ますと、業種ごとにバラツキはありますが、「宿泊業・飲食サービス業」が 2.6%と最も高く、それ以外は 1.8 から 2.2% の範囲です。「医療、福祉」を除き、いずれも昨年より賃金上昇率が高くなっております。

次に、P7の「第4表②」を御覧ください。

こちらは、前頁の表を「一般労働者」と「パートタイム労働者」 で区分したものです。

左の、パートの欄の「産業計」で見ますと、「ランク計」で、こちらも賃金上昇率は、本年が2.1%、昨年は1.5%ですので、昨年より0.6ポイントほど賃金上昇率が高くなっています。

宮城の属するBランクで見ても、本年が 1.7%、昨年が 1.5%であ り、昨年より 0.2 ポイントほど賃金上昇率が高くなっています。 資料3の説明は以上となります。

熊谷部会長 ただいまの説明について、何か御質問等はございますでしょうか。

# 各 委 員 (質疑等なし)

熊谷部会長 それでは、議題(5)「令和5年賃金実態調査結果報告について」、 事務局より説明をお願いします。

賃金室長御説明いたします。

賃金実態調査の概要について、資料番号 4 でございますが、こちらを御覧ください。

調査産業は、製造業のほか卸・小売、宿泊等の最低賃金の引上げに影響を受けやすい産業で、調査対象は規模 30 人未満の小規模事業所となりますが、製造業と情報通信業のみ 100 名未満の事業所となります。宮城県内の 1,901 事業所に調査を依頼し 980 事業所から有効回答を得たところです。

なお、本統計調査概要を作成するに当たり、総括表を打ち出し、 そこから数値を拾い作成しております。総括表につきましては、内 容が細かく、厚みもありますので、昨年度と同様に、公労使それぞ れ 1 部ずつを御用意いたしましたので、必要に応じて閲覧していた だければと思います。

令和元年度より政府の統計情報サイトe-Statに賃金実態調査結果の総括表(1)(2)を公表することとしております。

P2 を御覧ください。用語の説明が記載されています。

地域分けについては、仙台市、仙台市周辺、郡部などの具体的な範囲について記載があります。

また、統計用語である「中位数」、「第一・四分位数」、「第一・ 十分位数」、「第一・二十分位数」、「未満率」、「影響率」がどん なものか記載されております。

御確認いただければと思います。

P3に「調査対象産業表」がありますので、御覧ください。

中計 O1 から中計 O7 まで、具体的には、「製造業」から「サービス業(他に分類されないもの)」まで中計ごとに集計し、これら産業を合計したものに「特定最賃の適用除外者」を加え、大計 O1 として地域最賃対象産業としての集計もしております。

P4 からの「令和5年賃金実態調査結果(総括表)」がそれぞれの対象産業ごとの集計結果をまとめたものになります。

対象産業ごとに全体の集計、男女別、パートのみ、地域区分ごと、

事業所の規模ごとの集計結果が数値としてまとめられています。

表に記載しております集計値は、労働者数、時間当たりの平均賃金額、中位数、第一・四分位数、第一・十分位数、第一・二十分位数、未満率になります。

次にP7に令和5年影響率表があります。仮に目安である40円の 引上げがあったとすると、影響率は21.72%となります。

P8 からはグラフになります。

P8 のグラフが男女別など対象労働者別、

P9 のグラフが製造業、卸売業・小売業別など対象産業別、

P10 のグラフは、年齢別、男女別、

P11 のグラフは、パートの年齢別、男女別、

になります。

P8 の労働者別では、女性、パートで、第一・四分位数、第一・十分位数が最低賃金額に近く、最低賃金近傍で就労している労働者の割合が多くなっているのが分かります。

P9 の対象産業別では、中計 O2 の「卸売業、小売業」そして中計 O4 の「宿泊業、飲食サービス業」で、同様に、最低賃金近傍で就労 している労働者の割合が多くなっているのが分かります。

P10 の年齢別では、20 歳未満、及び、65 歳以上で、同様に、最低賃金近傍で就労している労働者の割合が多くなっているのが分かります。

また、P10、P11の女性、パートで、同様に、最低賃金近傍で就 労している労働者の割合が多くなっているのが分かります。

P12 からは、過去からの推移が分かるグラフになります。

P12、P13 が地域別、

P14 が男女別です。

P15からは、地域別の未満率の推移です。

過去からの推移を見ると最賃額の引上げに応じて、第一・二十分位数の額、第一・十分位数の額が最低賃金額以上に引上げられ、法が順守されている状況が確認できます。

未満率は、地域別で見ても5%未満となっており、ここ 2、3 年は、3%未満で推移しております。本年は地域計で、1.42%と昨年の1.33%より 0.09 ポイント高くなっております。

このことから、ここ何年か大幅引上げが続いておりますが、最低賃金改正後に賃金額が引き上げられ、結果未満率が低く保たれている状況にあることが分かります。

P16からは、地域最賃対象産業の総括表(1)と(2)とになります。

総括表は、各賃金階級までの賃金の労働者が何人いるかをまとめた ものです。

また、中位数、第一・四分位数などの分位数なども記載されております。

- (1) は、規模別、地域別、年齢別になります。
- (2) は、男女別、年齢別になります。

参考にしていただければと思います。

例えば、P16の総括表(1)左側の列「時間当たり所定内賃金額」の欄の882円の右隣の欄は、4,220人が882円台であるということで、()内の数字は金額が低いほうからの累計人数の全労働者に対する比率で、小数点第2位は切り捨てられていますが、1.4%となっております。

私からの説明は以上です。

熊谷部会長 ただいまの資料説明について、御意見、御質問等ございますか。

## 阿部(祥大)委員

分かる範囲でかまわないんですけれども、未満率の出した中に、減額特例(最低賃金の減額の特例許可を受けている労働者数)、どれくらい入っているか。

賃金室長 減額特例(最低賃金の減額の特例許可)の労働者が何人入っている かですか。

## 阿部(祥大)委員

この(平成5年の全地域の未満率の)1.42%の中に、減額特例の 労働者が含まれていると思うんですけれども、だいたいどれくらい含 まれているのですか。

賃金室長 含まれていますが、何人かという数は拾ってございません。

阿部(祥大)委員

分かりました。

熊谷部会長 ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

各委員 (意見、質疑なし)

熊谷部会長 これらの資料について、今後の金額審議におきまして、適宜参照していただきたいと思います。

次に議題(6)「宮城県最低賃金の金額改定に係る審議資料」について事務局から説明お願いします。

賃金室長 御説明させていただきます。

資料番号5を御覧ください。

最初の資料はローマ数字Iの「地域別最低賃金額改定状況」になります。

1の(1)は、「令和4年度地域別最低賃金の改定・発効状況、 全国」の一覧になります。

宮城は、Cランクで引上げ額が30円、発効日は10月1日でした。

1の(2)は、地域別最低賃金額と目安額との関係の推移、改定額と目安額とのプラスマイナス関係を記載しています。

1の(3)は、地域別最低賃金の発効状況の推移となり、ランク別にして発効日を載せております。ここからの表は、今年度の3ランクに合わせて作成されております。昨年は、10月1日に発効したのが22地域、10月2日以降発効が3地域でした。

1の(4)は、地域別最低賃金額の異議申出状況の推移です。

2 は、総合指数を基に、上段には東北地域、中段、下段の方には同じBランクの地域との最賃額の推移と宮城の最賃額との比較を示しています。

総合指数は地域、県名の下の数字ですが、これは本年のランク区分見直しの基礎とした諸指標による総合指数であります。県民所得とか、標準生計費、所定内給与、新規学卒者の初任給、一人当たりの製造品出荷額・販売額等の19の指標を基に、東京都を100とし

て各県の力を表しています。

また、金額の下の()の数字は、宮城の最低賃金を 100 とした 各県の割合の推移を表しています。 Bランク同水準県と比べて、さ ほど指数の幅は変わっていませんが、同様に全国との幅も変わって はいません。

3は、宮城県最低賃金の改定状況の推移になります。

平成 14 年度以降は、日額表示がなくなり、時間額のみとなっています。

引上げ額では、平成2年から4年までの3年間は20円を超えていましたが、その後は引上げ額が減少し、平成28年から再び20円を超えるようになり現在に至っているという経過です。平成23年の東日本大震災の年は、岩手・宮城・福島の3県については、各県ごとの被災状況等に十分に配慮した審議を求められ、結果として宮城は1円の引上げ、また、令和2年はコロナにより目安も示されず結果的に1円の引上げだったと聞いております。

4は、地域別最低賃金の改定状況の推移となります。

宮城は、昭和 49 年度まで地域別最低賃金の設定がなくて、昭和 50 年度に全国では最後に設定がされ、当時 29 位でスタートしました。

平成 13 年度に香川県に抜かれたものの、平成 20 年から香川県を 抜き返し再び 29 位となって現在に至る状況です。

なお、上位の山口とは現在5円の差、下位の香川とも5円の差という状況です。

次にローマ数字の「Ⅱの主要労働経済指標」に移ります。

1 は、所得・経済成長率となり、宮城県のデータは令和 2 年度が最新となります。

左上の宮城県内の総生産額をみますと、平成 23 年度の 8 兆円台から毎年増加し、30 年度に 10 兆円に到達しましたが、令和元年度と 2 年度は 9 兆円台となっております。

右下の労働分配率、所得の分配の中で労働者のとる分け前の割合ですが、宮城は平成23年度には72.5%であったものが、その後減少し、平成28年度には66.2%まで下がりましたが、また上昇に転じ、令和2年度に75.3%となっております。

2の(1)は、生産活動(新設住宅着工戸数、公共事業請負金額)

となります。

上の表を御覧いただきますと、宮城の新設住宅着工戸数は、東日本大震災による急激な需要により、24年以降増加し、平成26年には2万6千戸を突破しましたが、平成27年から減少に転じ、令和4年は1万7千6百戸ほどとなっております。

その下の表の公共工事請負金額では、東日本大震災前に 2,000 億円台でしたが、震災後の復旧・復興工事で平成 24 年から 27 年までの4年間は 8,000 億円台の高水準となり、その後減少に転じ、令和4年は、3,507 億円となっております。

2の(2)は、生産活動(鉱工業生産指数)となります。

平成 22 年、平成 27 年などを 100 としており、23 年には震災 の影響で、宮城県は前年比で 29.3 ポイントマイナスと大きく減少し ましたが、24 年以降は持ち直し、指数は上昇しています。その後、 平成 30 年から減少に転じました。

しかしながら令和3年から、一転持ち直し、令和4年は8.7ポイント増加となっています。

次にローマ数字の「Ⅲの賃金関連資料」に移ります。

1は、春季賃上げ妥結状況を掲載しております。

この辺は目安の答申の説明でも触れましたので省略させていただきます。

2は、初任給のデータとなります。

資料出所は、賃金構造基本統計調査です。

2 の(1)から(6)まで「学歴別・性別」などによる統計が並んでいますが、概ね令和 2 年頃まで上昇してまいりまして、その後は「横ばい」といった状況です。

3は、賃金水準のデータとなります。

- 3-(1)が毎月勤労統計調査のデータ、3-(2)以降が賃金構造統計調査のデータです。毎月勤労統計のデータはパート労働者を含んだデータとなります。
- 3-(1)の表のデータを見ると、平成 28 年以降、全国では所定内給与額が前年比プラスで推移しているところ、宮城ではマイナスになっているところが散見されます。

次にローマ数字「Nの生計費関連統計」に移ります。

1は、「県庁所在都市別消費者物価地域差指数の推移」です。

全国平均を 100 とした場合の指数です。

仙台市は、30 年に全国で 21 位だったのが、令和 4 年には 4 位になっています。

令和4年の指数は、103.1%となっています。

2は、消費者物価指数の動向(仙台市/全国)です。

3は、国内企業物価指数の動向(全国)です。

どちらも令和5年に入って上昇率が高くなっております。

5は、標準生計費の推移(仙台市/全国)です。

仙台市の1人=単身世帯の標準生計費は、令和4年10万6,957 円となっております。

年によりバラつきが大きい調査結果となっております。

次にローマ数字V「雇用情勢関連統計」に移ります。

1は、有効・新規求人倍率の推移です。

宮城の有効求人倍率の欄を御覧いただきますと、コロナの影響もあり、令和2年の求人倍率は落ち込みました。

令和2年9月の1.13倍を底に、その後緩やかに上昇し、直近の令和5年5月には1.38倍となっております。しかしながら、令和元年までの倍率には戻っておりません。

新規求人倍率も若干のずれはありますが同様の傾向となっております。

2は、完全失業率の推移です。

宮城の場合、平成 25 年まで 4%を超えていましたが、平成 26 年 以降 4%を切っています。

全国も同様な状態にあります。

宮城の令和5年1月~3月は、3.0%となっております。

4は、企業倒産件数・負債金額の推移です。

コロナ禍の令和2年、3年は、国の雇用調整助成金などもあり、 倒産件数、負債総額とも令和元年より少なくなっております。

宮城は、令和4年は、倒産件数、負債総額とも増加し、令和5年に入り、件数が増加傾向となっています。

5は、宮城県の高卒就職者数と県外就職者数の推移です。 平成26年度を底に県外就職者の割合が増加しましたが、現在はほ ぼ「横ばい」、または令和2年度から減少となっています。

令和 4 年度は、令和 3 年度より減少し、県外就職者の割合は 17.9%、関東Aランク都県への就職者の割合は 10.9%、東京都への就職者の割合は 7.8%となっております。

P8 から、本年6月30日発表の「一般職業紹介状況(令和5年5月分)」を添付しております。

次に、ローマ数字VI「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果」に移ります。

最低賃金の履行確保を主眼とする監督実施結果の推移についてです。

毎年の1月から3月にかけて宮城県内5か所の労働基準監督署に おいて監督を実施しているものです。

監督対象事業場の選定に当たっては、最低賃金法違反に関する情報や相談があった事業場や最賃額未満の求人を出している事業場のほか、最低賃金基礎調査の結果、未満率や影響率が他の産業より高い地域や業種の事業場、そして、最賃額引き上げによる影響を受けやすい宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、卸売、小売業の中から選定しています。

P1 を御覧ください。

平成 19 年から令和 5 年までの間に実施した最低賃金の履行確保 主眼監督実施結果の推移ですが、令和 5 年の実施結果を説明すると、 監督は 243 事業場に実施し、最低賃金法条違反 11.9%と高い違反 率となりました。

令和4年の違反率18.3%より下がった要因は、様々あると思われますが、P5の表の3「最低賃金額以上を支払っていなかった理由」にございます「適用される最低賃金を知らなかった」が令和3年度は30.6%であったのに対して、令和4年度は13.3%に下がったことから、最低賃金に対する認知度が上がっていることも一因と考えられます。

次に□ーマ数字のⅧ経済情勢資料に移ります。

四つの資料を添付しております。

- 一つ目は、東北財務局発行の「宮城県の経済情勢」、
- 二つ目は、同じく東北財務局発行の「法人企業の景気予測調査 宮城県分」、

三つ目は、宮城県統計課発行の「みやぎ経済月報」、

四つ目は、七十七リサーチ&コンサルティング株式会社発行の調

查月報

です。

また、参考資料として

- 1 令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
- 2 令和5年度 第2回目安に関する小委員会 資料 こちらは、2-1から2-4までございます。こちらを添付して おります。今後の審議の参考として活用いただければと思います。

以上です。

熊谷部会長ただいまの説明について、御意見、御質問等ございませんか。

各委員 (意見、質疑なし)

熊谷部会長 これら資料についても、今後の金額審議におきまして、適宜参照していただきたいと思います。

それでは、議題(7)「宮城県最低賃金の金額改定に係る審議について」に入ります。

ここからは、金額審議を行いますので、公開するのはここまでと します。運営規程第7条によりこれ以降はすべて非公開とします。 傍聴人の皆様におかれましてはここで御退室をお願いします。

(傍聴人退室)

【議事非公開のため議事録はここまでです。これ以降の内容は議事要旨の方をご覧ください。】